

障がいのある子どものために

1 障害者手帳	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793 
身体障害者手帳	身体に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度に応じて、1 級から 6 級までの手帳が交付されます。 ●身体障害の種類 肢体不自由、視覚機能、心臓機能、じん臓機能、免疫機能 音声・言語、そしゃく機能、聴覚・平衡機能、呼吸器機能 直腸・ぼうこう機能、小腸機能 など
療育手帳	知的に障がいのある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。 障がい程度に応じて、「A(最重度、重度)」、「B(中度、軽度)」の手帳が交付されます。
精神障害者 保健福祉手帳	精神に障害のある方が福祉サービスを受けるために必要な手帳です。障がい程度に応じて1 級から 3 級までの手帳が交付されます。

2 特別児童扶養手当	福祉課 子育て支援係 電話 585-2179 
●受給資格者 身体または精神に中度または重度の障がいを有する 20 歳未満の児童を監護している父もしくは母、又は父母にかわって児童を養育している方。 ただし、次に該当する場合、手当は支給されません (1)児童が障がい児入所施設などの施設に入所している場合 (2)児童が障がいを理由として厚生年金等の公的年金を受けることができる場合 (3)受給者本人や生計を同じくする扶養義務者等の所得が限度額以上の場合	
●手当の額（令和 7 年度）	
1 級（重度障がい）児童 1 人につき	月額 56,800 円
2 級（中度障がい）児童 1 人につき	月額 37,830 円

3 障がい児福祉手当	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793
在宅の重度障がい児（20 歳未満）で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護をする人に対して、障害児福祉手当が支給されます。 支給額は、月額 16,100 円です。（令和 7 年度）	

4 重度心身障害者 医療費助成	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793	
重度の心身障がいを持つ方の健康を確保するため、医療費の自己負担分を助成します。		
● 対象者	身体障害者手帳 1 級～3 級の方 療育手帳 A・B の方 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方 精神障害者保健福祉手帳 2 級～3 級で身体障害者手帳所持者	

5 その他のサービス	福祉課 社会福祉係 電話 585-2793	
育成医療の給付	18 歳未満の児童で疾患等により、将来において障がいが残るおそれがあり、確実に治療効果が期待できる場合、医療費が給付されます。	
障害福祉サービス	障がいのある方が、日常生活を営むために必要な各種サービスを利用できます。居宅介護（入浴、排泄、食事の介護等）短期入所（施設等に短期間入所し、入浴、排泄、食事の介護等必要な支援を行う）等があります。 ※原則 1 割（所得に応じ上限月額あり）の自己負担	
障がい児通所サービス	「児童発達支援」：療育が必要と認められた未就学児に対し、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適当訓練等の支援を行います。 「放課後等デイサービス」：学校に就学しており、支援が必要と認められた児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等の支援を行います。 ※原則 1 割（所得に応じ上限月額あり）の自己負担	
補装具費支給	障がいに応じて義肢、装具、歩行器、杖、車いす、眼鏡、補聴器などの購入又は修理に係る補装具費が給付されます。 ※原則 1 割の自己負担	
日常生活用具給付	在宅の重度障害児：日常生活に必要な用具（特殊寝台、特殊便器、紙おむつ等）が給付されます。 ※原則 1 割の自己負担	

6 児童の発達支援	福祉課 子育て支援係 電話 585-2179 教育総務課 こども教育係 電話 585-2119 幼児ことばの教室（くにみ幼稚園内）電話 585-2811
関係機関で連携を図りきめ細かな相談支援を行います。ことばの遅れや行動など、心配なお子さんの発達についての相談に応じ、支援します。	
早期教育相談会	3歳以上児について、主に発達に関する教育相談や必要な情報の提供、助言を行うとともに、各機関との連絡・調整を行う相談窓口になります。
幼児ことばの教室	くにみ幼稚園内に開設し、未就学児のことばの遅れや、発音（構音、吃音）などの相談・支援を行います。

7 相談・支援窓口（公的支援機関）		
相談機関	相談内容	相談日時
福島県 特別支援教育センター	特別な支援を要する子どもの生活面、学習面の改善に向けた相談	☎024-951-5598(相談専用) 月曜から金曜 (来所相談は火曜から金曜:要予約) 午前9時～午後5時
福島県 中央児童相談所	18歳未満の児童に関するあらゆる相談	☎024-534-5101 月曜から金曜 午前8時30分～午後5時15分
県北保健福祉事務所 児童家庭支援チーム	子育てや子どもについての相談	☎024-534-4155 月曜から金曜 (祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時15分
	DV等女性のための相談	☎024-534-4118
福島県教育委員会 県北教育事務所	乳幼児から学校在学中の障がいのある子どもやLD・ADHD等特別な支援を要する子どもの相談	☎024-521-2818 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター 目の相談室のびのび (視覚支援学校内)	視覚障がいのある子どもの養育や教育に関する相談	☎080-7347-3908(専用) ☎024-534-2574 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター みみらんどふくしま (聴覚支援学校福島校内)	聴覚障がいのある子どもの養育や教育に関する相談	☎024-531-5013 月曜から金曜(祝日を除く) 午前9時～午後4時50分
地域支援センター ささっこ (大笹生支援学校内)	知的障がいや特別な支援が必要な子どもの養育や教育に関する相談	☎024-558-8710 月曜から金曜(祝日を除く)
地域支援センター きらら (須賀川支援学校医大校内)	病弱障がいや特別な支援を必要とする子どもの養育や教育に関する相談	☎024-548-2541 月曜から金曜(祝日を除く)
障がい者110番 (障がい者社会参加推進センター内)	障がい者(身体・知的・精神)の福祉、就労等に関する相談	☎024-563-5110(専用) 月曜から金曜 (祝日・年末年始除く) 午前8時30分～午後5時